

《配偶者のかたを被扶養者として申請する場合には、別に[国民年金第3号被保険者該当届]も提出してください》

記入上の注意

同時に2人以上の方を、被扶養者として申請する場合には2人目以降は①の家族構成の欄の記入は必要ありません。②の欄から記入してください。

この届が正確に記入されていないと、扶養認定ができませんので、「記入上の注意」を参考に記入してください。

【まずこの家族構成の欄を正確に記入してください】

扶養家族かどうかにかかわらず、現在、被保険者の方と生計を共にしている方全員について記入してください。

- 続柄の欄・・・妻・長男・長女・父・母・姉 等と記入してください
 - 年齢の欄・・・申請する時点での年齢を記入してください
 - 同居・別居の欄・・・該当する方を○で囲んでください
 - 職業の欄・・・主婦・パート・小学3年・中学1年・高校2年・大学1年・無職 等と記入してください
 - 年収(見込)の欄・・・給与など定期的な収入については、毎月の額×12の額、年金を受けている方は「改定通知書」の年金額、学生など収入のない方は「0」と記入してください
- 収入は税の対象となる、ならないにかかわらず(年金もすべて)すべての収入の合計額です**
- 別居の場合住所の欄・・・別居を○で囲んだ人のみ記入してください、同居のかたは空欄のまま

今回扶養家族の申請をする方の氏名を記入し、「扶養家族に入れる理由」の中から該当するものの番号を○で囲んでください。「5」のその他を選んだ場合は、その理由を()内に詳しく記入してください。

雇用保険の失業給付についてお答えください。回答により添付書類、後日提出書類があります。

- ・受給する と回答した場合 → 受給手続き後にハローワークで交付される「雇用保険受給資格者証」の写しを後日提出して下さい。
- ・受給しない と回答した場合 → 「離職票」の写しと、「誓約書」を添付してください。
- ・受給期間延長と回答した場合 → 延長手続き終了後に「離職票」の写しと、「誓約書」を提出してください。

パート等の勤務で、勤務時間が今までに比べ短くなったため収入が減る場合は「1」を。パート先を変えたことなどで収入が減る場合は「2」を○で囲んでください。それ以外の理由で収入が減った場合は()内に記入してください。

どのように減りましたかは、例えば「9月から」「毎月13万円から9万円に」などと記入してください。

あてはまる制度の番号を○で囲み、「1. 勤務先の社会保険」を選んだ場合には、勤務していた会社名を記入してください。

受けておられる年金すべてを○で囲ってください。

特に65歳以上の方の場合には必ず年金があるはずですので、必ず記入してください。

(年金額がわかる「年金額改定通知書」等のコピーを添付してください)

* 国民年金の未加入などで年金を受けられない場合には「受けられない」に○をしてください。

別居している方を扶養家族にする場合には、この欄が認定できるかどうかの重要な判断事項になりますので、漏れのないように記入してください。

I 毎月の送金金額

生計を同じくしているかどうかの判断項目となります。扶養家族に入れようとしている方の年収額以上の送金額がなければ、生計を同じくしていることにはなりませんので、送金の事実が確認できる、預金通帳のコピーを添付してください。

II 同居されている方があるかどうか当てはまる方を○で囲んでください。

III 別居されている方が、健在のご両親等の一方の場合、ご両親等については、夫婦一体で相互に扶養していたのが原則となります。その方をあなたが扶養しなければならない理由を記入してください。